

平成26年1月24日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 相本勝史  
平成25年(平成25年)第467号不当利得返還請求事件

(平成26年1月10日口頭弁論終結)

判 決

山口県周南市

原 告

X1

山口県光市

原 告

X2

以上両名訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社  
同代表者代表取締役

主 文

- 被告は、原告X1に対し、152万8114円及び内123万2911円に対する平成25年8月22日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 被告は、原告X2に対し、9万4038円及び内7万1101円に対する平成25年8月31日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求 主文と同じ

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、原告らが、貸金業法所定の貸金業者である被告との間で、金銭の複数回の借入及び弁済という取引を継続した結果、これを利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）によって充当計算すると、別紙計算書1、2のとおり、過払金が生じたとして、被告に対し、原告X1については、不当利得返還請求として過払金元金123万2911円、過払利息29万5203円及び過払金元金に対する平成25年8月22日から、原告X2については、不当利得返還請求として過払金元金7万1101円、過払利息2万2937円及び過払金元金に対する平成25年8月31日から、各支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払を求めている事案である。

2 当事者間に争いのない事実

- 被告は、貸金業法所定の貸金業者である。
- 原告X1と被告とは、平成7年5月27日から平成21年4月9日まで、原告X2と被告とは、平成17年5月29日から平成19年3月20日まで

それぞれ金銭消費貸借取引を行ってきた。

### 第3 当裁判所の判断

被告は、原告らとの取引について、その取引日、貸付額及び返済額については被告作成取引計算書と合致する範囲で認めており、当事者間の取引に制限利率を適用することを認めているので、これにより計算すれば、原告らに過払金が発生していることは認められる。

また、被告は悪意の受益者であることを否認ないし争い、貸金業法の法律要件の充足について、一般的取扱などを主張し、これに当たらないとも主張するが、一般論を主張しても、本件についてどのように扱われたかは依然不明であり、結局本件については、同要件を何ら主張立証していないことになるので、制限利率を超えることを知りながら、それを超える利息による返済を受けていた悪意の受益者と言わざるを得ず、過払金に対する利息を負担すべきである。

また、被告は、これと共に、過払金元金を返還すべき範囲は、被告の営業収益から換算した被告の現存利益の範囲内に留まるとも主張するようであるが、被告は悪意の受益者と認められ、同主張は独自の見解であるとしか言えないで、同主張には理由がない。

また、仮に被告が悪意の受益者に該当するとしても、最高裁判決は過払金について発生する利息には言及していないことから、同利息を借入金債務に充当する法的な根拠はないと主張する。しかし、原告X1においては、1個の連續した貸付取引における当事者は、複数の権利関係が発生するような事態を望まないのが通常であることから、当事者間に特別な合意のない限り、貸主が悪意の受益者であるために利息が発生するときには、過払金元金と共にその利息も新たに発生する借入金債務に充当する合意が基本契約に含まれていると解するのが合理的であり、これについては最高裁判決（平成25年4月11日第一小法廷判決）も既に出ており。また、原告X2においては、そのような充当はなされていない。よって、被告の主張には理由がない。

なお、被告は、被告が悪意の受益者と認められた場合の利息の起算日を争い、その起算日を本件訴状送達日の翌日とすべきであると主張するが、その理由を明らかにしないので、被告の主張に理由はない。

以上によれば、原告らの請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言の申立て及び仮執行宣言の執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする申立てについては、その必要がないものと認め、これを却下する。

周南簡易裁判所

裁判官 谷 生 浩 章

これは正本である。

平成26年1月24日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 相本勝史

